

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、株主および一般投資家に対し一層の経営の透明性を高めるため、公正な経営を実現することを最優先しております。さらに企業危機管理と社員一人一人のモラルの向上を推進し、正しい情報の共有と確実な知識に基づいた集団討議(経営会議、事業部会議)の充実により、経営への迅速な意思決定のサポートを実施し、経営方針の具現化、経営諸問題の解決と利益の出る事業体質の構築を組織的に取り組むことを最大のミッションとして実践する体制を整えています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

#### 【補充原則1-2】

議決権電子行使プラットフォームの利用を含む議決権の電子行使については、当社の株主構成や導入コストを勘案すると、現時点では適切でない判断しております。また、外国人株主比率も僅少であることから、株主総会招集ご通知の英訳についても、現時点では実施する予定はありませんが、今後の株主構成の変化を注視し、必要に応じて検討してまいります。

#### 【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、持続的な成長を続けていくために販売等の過程において、様々な企業との協力関係が不可欠です。そのため、中長期的視点から当社の企業価値向上に資すると認める株式について、政策保有株式として保有することを基本方針とします。また、事業上関係の深い取引先については、経済合理性を評価した上で、取引関係強化のため株式を保有します。なお、保有の妥当性については定期的に検証を行ったうえで、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、処分・縮減していく事を検討します。保有の合理性を検証する方法としては、個別銘柄毎に、配当利回りや当社との関係性(事業上の取引関係等)を総合的に勘案し検証することは、取締役会以外の場でできておりますが、取締役会での検証は、本報告書提出日時点においては完了していません。また、議決権の行使については、当社及び株式を保有する企業の企業価値向上という観点を持ちつつ、統一的な基準で画一的に判断するのではなく、株式を保有する企業の経営方針、議案の内容等を総合的に勘案のうえ判断します。

#### 【補充原則2-4】

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等での制限は特に設けておらず、人材の多様性確保に取り組んでおります。また、2023年6月までの育児休業取得者は、女性5名、男性1名となっており、法定期間を超える短時間勤務処置の規程(法令では勤務時間の短縮は3歳未満の子の養育となっているところ延長を認める)を整備するなど、ワーク・ライフ・バランスの向上のための施策にも取り組んでおります。管理職に占める女性管理職の割合は17.3%、管理職のうち中途採用者の割合は65.2%となっておりますが、測定可能な目標は設定していません。外国人管理職は当社グループに1名あり、現地採用も行っていることから、外国人管理職については現時点での目標設定は不要と考えております。今後管理職登用について、測定可能な目標の設定を含め取組みを検討し、中長期的な人材育成方針及び社内環境整備方針の策定・公表と併せて検討してまいります。

#### 【補充原則2-5】

当社は、内部通報に係る社内規程「内部通報規程」を策定し、内部監査室を内部通報窓口として設けています。また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律も、当規程で定めております。なお、経営陣から独立した窓口の設置については、今後検討してまいります。

#### 【原則3-1. 情報開示の充実】

( ) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念については、当社ウェブサイトを開示いたしております。当社グループの経営の基本方針、経営戦略につきましては、有価証券報告書「第一部 第2【事業の状況】」で開示しております。

( ) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書「1. 基本的な考え方」及び有価証券報告書「第一部 第4【提出会社の状況】4【コーポレート・ガバナンスの状況等】」に記載しております。

( ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、本報告書「1. 【取締役報酬関係】」、有価証券報告書「第一部 第4【提出会社の状況】4【コーポレート・ガバナンスの状況等】」及び株主総会招集通知「2.(3) 会社役員」で開示しております。

( ) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役及び監査役の選解任にあたっての方針・手続につきましては、「役員規程」に則り、法定の要件を備え、人格ならびに識見とともに優れ、その職責を全うすることのできる者を候補として社長が推薦し、社外取締役及び社外監査役の意見を勘案した上で取締役会にて決定し、さらに監査役については監査役会の同意を得たうえで株主総会の決議により決定することとしております。なお、取締役及び監査役を解任すべき事由が生じた場合は、取締役会が検討、審議し、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

( ) 取締役会が上記( )を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知「株主総会参考書類」に記載し、株主・投資家の皆様にご理解頂けるよう具体的に説明するよう努めておりますが、今後は社外役員以外の取締役候補者及び監査役候補者の選任理由につきましても、同様の説明を検討してまいります。

【補充原則4 - 1】

当社は、事業年度計画に基づき進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、計画や方針の見直しを行っております。当社は、輸入部門と輸出部門等、事業部ごとに事業環境が異なることから、全社として持続的な成長の実現を目指すため、中期経営計画を策定し数値目標を公表したとしても、その公表数値の有効性には限界があると考えております。却って、数値目標を公表することで、株主・投資家に当社の意図するところと違った判断を与える可能性があると考え、中期経営計画の策定・公表は行っておりません。

【原則4 - 2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会に提出された議案については、提案理由や内容を十分に分析、検討を行っております。また、社外取締役は中立性や独立性などの観点から自由闊達な議論を通して独自の意見陳述を行うなど、客観性を担保するとともに、監督機能を一層高めております。上記を踏まえ、取締役会は持続的な成長を図るとともに、透明性、公正性を確保するため、出席取締役全員が善管注意義務等を遵守しつつ、適切な審議プロセスを経て合理的な意思決定を行っております。また、取締役の報酬の決定方針等につきましては、本報告書「1. [取締役報酬関係]」、有価証券報告書「第一部 第4 [提出会社の状況] 4 [コーポレートガバナンスの状況等]」及び株主総会招集通知「2. (3) 会社役員の状況」で開示しております。なお、インセンティブ制度の導入については、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 2】

取締役の報酬については、現時点では当社の規模や報酬水準を鑑みて固定報酬等を中心とすることが適切であると考えております。必要に応じて、今後業績連動報酬等又は非金銭報酬等を採用する際には改めて割合について決定方針を定めるものいたします。

【補充原則4 - 2】

< サステナビリティを巡る取組み(基本方針の策定) >

当社は、自社のサステナビリティを巡る取組みについて、基本的な方針を取締役会で策定しておりません。

今後、社会におけるサステナビリティの取組みは重要であるとの認識のもと基本的な方針の策定を検討いたします。

< 経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行の監督状況 >

経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略実行についての取締役会の実効的な監督の実施については、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 3】

取締役会は、最高経営責任者等の選解任は、会社における重要な戦略的意思決定であるとの認識のもと、当社を取り巻く環境や置かれた状況の変化、掲げた戦略の進捗等を勘案するとともに、最高経営責任者等に必要な価値観、能力、行動特性等を踏まえ、社外取締役1名、社外監査役2名と協議のうえ、代表取締役を選任しております。

【補充原則4 - 3】

当社は「役員規程」において、役員として不正あるいは背任にあたる行為があったとき、あるいは役員としての適格性にかける者に対し、取締役会によって辞任勧告を行うことができる旨を定めており、また、役員の解任は正当な解任事由に基づき、取締役会の承認を得て株主総会の決議によるものとしておりますが、最高経営責任者等を解任するための評価基準や具体的な手順は定めておりません。しかしながら、当社は1名の社外取締役及び2名の社外監査役を選任し、うち社外監査役1名を独立役員として指定しており、社外取締役における監督、社外監査役による監査により、代表取締役を解任するための客観性・適時性・透明性ある手続は確保されるものと考えております。

【原則4 - 7. 独立社外取締役の役割・責務】

当社は、社外取締役を1名選任しておりますが、独立社外取締役に指定しておりません。今後、独立社外取締役として適切な候補者を見出すことができた場合、独立社外取締役への就任を要請したいと考えておりますが、現状においても十分に経営の適正性は確保されているものと判断しております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役を1名選任しておりますが、独立社外取締役に指定しておりません。今後、独立社外取締役として適切な候補者を見出すことができた場合、独立社外取締役への就任を要請したいと考えております。

【補充原則4 - 8】

当社は、社外取締役を1名選任しておりますが、独立社外取締役に指定しておりません。今後、複数の独立社外役員を選任する場合、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ってまいります。

【補充原則4 - 8】

当社は、社外取締役を1名選任しておりますが、独立社外取締役に指定しておりません。今後、独立社外取締役を選任する場合、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図ってまいります。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役を1名選任しておりますが、独立社外取締役に指定しておりません。今後、独立社外取締役として適切な候補者を見出すことができた場合、独立社外取締役への就任を要請したいと考えております。併せて、独立性基準の策定についても検討してまいります。

【補充原則4 - 10】

当社は、指名・報酬などの任意の委員会は設置しておりません。取締役の選任は、社長の推薦を受けた候補者について、社外取締役及び社外監査役の意見を勘案した上で取締役会にて決議し、株主総会議案として上程しております。また、取締役の報酬につきましても、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、経済情勢の変動や関連する業界の水準等を考慮の上、取締役社長に一任しております。以上のことから、現時点では、任意の委員会等を設置する必要はないと考えております。取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、本報告書「1. [取締役報酬関係]」、有価証券報告書第一部「第4 [提出会社の状況] 4 [コーポレートガバナンスの状況等]」及び株主総会招集通知「2. (3) 会社役員の状況」で開示しております。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

それぞれの取締役は、各事業の経営に精通しており、社外取締役も含め、その知識・経験・能力は多様性があり、バランスが取れた構成と考えております。ジェンダーや国際性の面を含む多様性については、十分に確保されているとは言えないことから、多様性の確保という視点で取締役候補者の選定に努めてまいります。また、監査役の選任にあたっては、法定の要件を備え、人格ならびに識見ともに優れ、その職責を全うすることのできる者を候補者としております。特に、社外監査役は財務・会計に関する十分な知見を持つ方を選任しております。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、現在5名で構成されており、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに高い倫理観を有している者をメンバーとして適切に構成されております。そのメンバーについては、経営、営業、経理財務等の専門性や異なるバックグラウンド・経験等を考慮し、取締役会全体としてのバランスが確保されるよう努めております。また、スキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせの開示及び他社での経営経験を有する独立社外取締役を含めることについては、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、社外取締役1名を選任し、取締役会としての判断や会議の運営などについて取締役会全体の実効性を担保するよう努めております。実効性についての分析・評価の結果の開示については、今後、検討してまいります。

【原則5 - 2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、経営理念と経営方針について、有価証券報告書において開示しております。当社は、事業年度計画に基づき進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、計画や方針の見直しを行っております。当社は、輸入部門と輸出部門等、事業部ごとに事業環境が異なることから、全社として持続的な成長の実現を目指すため、中期経営計画を策定し数値目標を公表したとしても、その公表数値の有効性には限界があると考えております。却って、数値目標を公表することで、株主・投資家に当社の意図するところと違った判断を与える可能性があると考え、中期経営計画の策定・公表は行っており、投資家の皆様に経営成績等を正しくご理解頂くための情報開示の在り方として、単年度ごとの業績等の見直しを公表することとしております。

【補充原則5 - 2】

当社は、事業ポートフォリオに関する基本的な方針を取締役会で策定しておりません。事業ポートフォリオに関する基本的な方針の策定・公表については、今後、検討してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社が、役員や主要株主等との間で関連当事者取引を行う場合には、当社取締役会にてその内容及び性質に応じた適切な手続を実施し、取引の確認結果を有価証券報告書等に開示しております。なお、取締役の競業取引及び取締役と会社間の利益相反取引は、法令及び「取締役会規則」の定めに基づき、取締役会での決議を要することとしております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、「確定給付企業年金(DB)」を採用しており、年金給付を将来にわたり確実に行うため、運用受託機関から意見を聴取したうえで、長期的な観点から政策的資産構成割合を策定しております。運用受託機関の選定にあたっては、「年金資産の運用に関する基本方針」を定め、運用実績などの定量評価だけでなく、投資方針、運用プロセス、コンプライアンスなどにも留意しております。年金資産の運用状況は、年に一度、運用受託機関のモニタリングを行い、必要に応じて策定済みの政策的資産構成割合を見直し、従業員の安定的な資産形成に努めております。運用受託機関に対するモニタリングは、総務部担当者が経理部と連携のうえ適宜モニタリングを行うようにしております。なお、当該担当者には年金業務に必要な知識を習得させるため、教育や研修、セミナーに出席させるなどの育成も図っております。

【補充原則3 - 1】

当社は、サステナビリティについて以下の通り取り組んでおります。

当社の洋書事業は、国内大学向けの英語テキスト販売や、国内留学生向けに日本語テキストの販売を行っています。また、出版物・雑貨輸出事業においては、日本語教材の輸出販売を行う等、質の高い教育を幅広く広める取り組みを行っています。また、本社ビルにおいては2020年に全館の照明を蛍光灯からLED照明に切り替える等、エネルギー問題にも取り組んでおります。人的資本への投資として、在宅勤務制度や時差出勤の導入等、従業員が働きやすい環境づくりにも配慮しております。また、知的財産への投資として、1942年創業以来培ってきた貿易業務を軸とした国内外の多くの取引先との関係を維持することで、文化の懸け橋として社会に貢献するよう努めております。

【補充原則4 - 1】

取締役会では、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規則」において定めております。また、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、法令・定款・「取締役会規則」に定められた事項以外の業務執行を担当取締役や管理職者等に委任し、これらの者は「職制規程」、「稟議規程」等に基づいて業務を執行しております。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役及び監査役の重要な兼任の状況を、株主総会招集通知「2. (3) 会社役員の状態」に記載しています。また、当社の社外取締役及び社外監査役が新たに他の上場企業の役員を兼任する場合は、事前に当社の業務に支障がないことを確認しています。また、取締役の他の会社の役員兼任については「取締役会規則」に決議事項として定めております。

【補充原則4 - 14】

選出された新任取締役及び新任監査役に対しては、当社の関連資料を提供し、概要及び課題等の説明を行うとともに、取締役または監査役として必要な知識の習得を行うために必要に応じて外部から講師を招き説明を行うようにしております。加えて、各取締役及び各監査役が自主的に参加する講習会・交流会等の費用は当社が負担することとしております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社のIR及び株主からの対話については事業管理本部が担当しております。上場企業としての説明責任を果たし、株主との建設的な対話を通じて得られた知見及び考えをその後の経営判断に反映させていくことに努めております。

( ) 当社のIR活動は事業管理本部が担当しており、事業管理本部担当役員がこれを統括しております。

( ) 事業管理本部担当役員は人事総務、財務・経理、法務等の管理部門の他、情報システム部を統括しており、これらの部門は日頃より円滑な連携を図っております。

( ) 事業管理本部は、株主向けに中間事業報告書及び年次報告書を作成し、郵送および当社ウェブサイトに掲載を行っております。

( ) 機関投資家等からの意見があった際は、必要に応じて取締役会に報告し、経営に活用しております。

( ) 決算発表準備期間中における情報漏洩を防止し、開示の公平性を保つため、決算期末から決算発表日までの期間を沈黙期間と設定し、業績及びそれに付随する内容に関する問い合わせへの対応を控えることとしております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社トーハン	150,000	21.50
丸善雄松堂株式会社	70,000	10.03
株式会社講談社	55,400	7.94
株式会社宮脇商事	50,000	7.16
中林 和子	34,400	4.93
岡三証券株式会社	31,900	4.57
日本出版貿易取引先持株会	25,300	3.62
株式会社三井住友銀行	24,000	3.44
株式会社大原本店	16,100	2.30
宮脇 範次	14,800	2.12

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

株式会社トーハンは当社が実施した株式の第三者割当の方法により、2009年7月21日付で当社のその他の関係会社となっており、2023年3月31日現在その所有割合は21.50%になっております。

同社は書籍・雑誌・教科書等出版物をはじめ音楽・映像ソフト、ゲームソフト、玩具、雑貨類、事務用品、教育用品、音楽用品、視聴覚機器、什器備品販売及びSAシステムの開発、販売および各種情報提供業務を行っていることから、出版物および音響関連の卸売業を主業とする当社と資本、取引等の面で緊密な関係にあります。

以上のように、資本関係で緊密な関係にありますが、経営の基本方針および日常の事業活動については、上場会社として独立性を有するほか、少数株主保護の体制を維持しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小寺 勉	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小寺 勉		社外取締役小寺勉氏は、現在当社の特定関係事業者であります株式会社トーハンの業務執行者であり、過去5年間においても同社業務執行者でありました。また、小寺勉氏は、株式会社トーハンより過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。同社と当社との間の資本的関係は、同社が当社発行済株式の株式総数の21.50%を保有する主要株主であります。また、当社は、また、当社は、株式会社トーハンとの間に商品等の仕入・販売の取引関係があり、2023年3月期における当社の総売上高に占める当社に対する売上高の割合は1.7%であります。	株式会社トーハンにおいて長年にわたる経理業務や関係会社への出向を通じ、財務及び会計の深い理解に加えて管理部門全般における幅広い知見を有しており、当該知見を活かして、特に財務及び会計をはじめ当社の経営全般について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を求め、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定について関与、監督等の確保に資すると判断し、社外取締役として適任であると判断し選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役は取締役会に出席するとともに、各四半期決算ごとに会計監査人から、監査・レビューの結果報告を受けているほか、定期的に内部監査部門から監査の実施状況の説明を受けることとしており、これらの情報交換を通して連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
片岡 義正	税理士													
渡部 弘之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片岡 義正		独立役員として指定しております。	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する長年の経験と専門的知見を有していることから、経営陣から独立した立場で監査機能を果たしていただいております。また、当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
渡部 弘之		渡部弘之氏は、特定関係事業者である株式会社トーハンの業務執行者であり、過去5年間に於いても同社業務執行者でありました。また、同氏は、株式会社トーハンより過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。同社と当社との間の資本関係は、同社が当社発行済株式の株式総数の21.50%を保有する主要株主であります。また、当社は、株式会社トーハンとの間に商品等の仕入・販売の取引関係があり、2023年3月期における当社の総売上高に占める同社に対する売上高の割合は1.7%であります。	株式会社トーハンにおいて管理部門における相当な知見を積んでおり、重要な経営判断に際しては意見表明、助言等を求め、適正な意思決定の確保に資すると判断し、社外監査役として適任であると判断し選任しています。

**【独立役員関係】**

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社現行の取締役報酬制度は、取締役の職務遂行に適した制度である事と考えており、業績連動型報酬制度やストックオプションの導入は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

開示手段については有価証券報告書および株主総会招集通知を採用しております。開示状況といたしましては、全取締役の総額を開示しております。



## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬に関する方針  
株主総会において承認を得られた報酬等の限度額の範囲内において、各取締役の責任、役割に応じて決定（個人別の報酬の額については取締役会で取締役社長に一任することを決定）
- b. 業績連動報酬等に関する方針  
業績連動報酬等設はないため、現時点では方針を定めず、発生した際に改めて決定方針を定めるものとする。
- c. 非金銭報酬等に関する方針  
非金銭報酬等はないため、現時点では方針を定めず、発生した際に改めて決定方針を定めるものとする。
- d. 報酬等の割合に関する方針  
現時点では固定報酬等のみであるため、取締役の個人別の報酬等の額全体に対する固定報酬等の額の割合を100%とする。今後業績連動報酬等又は非金銭報酬等発生する際には改めて割合について決定方針を定めるものとする。
- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針  
現時点では固定報酬等のみであるため、毎月、一定額を支給するものとする。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項  
取締役会決議により個人別の内容についての決定を下記のとおり委任している  
・委任を受ける者の当該株式会社における地位：取締役社長  
・委任する権限の内容：取締役の個人別の報酬等の内容についての決定  
・当該権限が適切に行使されるようにするため、業績動向及び世の中の状況等を勘案し、最終的には取締役社長に一任のうえ決定している。
- g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項  
当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会が代表取締役社長綾森豊彦に一任し、代表取締役社長綾森豊彦が、上記方針に基づき個々の取締役の報酬を決定しております。  
なお、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。
- h. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項  
当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役社長綾森豊彦に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できる立場であると判断したためであります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

業務遂行に必要となる情報が随時取得できるよう、主として総務部が窓口となり、適宜調査・提供が可能な体制となっております。また、取締役会における経営判断に対する監督・助言に資するため、予め総務部から議案・資料等が通知されるなどのサポートが行われております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 企業統治の体制の概要

#### 取締役会

当社の取締役会は5名(内1名は社外取締役)で構成され、定例取締役会を月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催し、定款ならびに取締役会規則に定める事項の決議を行っております。

#### 監査役

当社は3名の監査役(内2名は社外監査役)を選任しており取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、客観的な立場から経営執行に関する意見を述べることができ、経営監視は有効に機能しております。なお、社外監査役につきましては、会社の最高権限者である代表取締役などと直接利害関係のない方を選任することにより、経営の健全化の維持・強化を図っております。

#### 監査役会

監査役全員をもって構成し、法令、定款及び監査役会規程に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画などを決定しております。なお、監査内容については、各監査役が監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行うとともに、監査計画について協議・承認しております。

#### 経営会議・事業部会

取締役会決議事項以外の経営に関する重要課題については、部長以上の幹部社員と取締役・監査役が出席する経営会議を毎月1回開催し、討議決定を行い議事録を作成して責任体制の明確化を図っております。また、各事業部ごとに、事業部本部長が議長となり、課長以上の社員全員が出席する事業部会を毎月1回以上開催し、取締役会ならびに経営会議で決定した事項が、確実に実施されるよう指示伝達すると同時に、各事業部運営に関する討議決定を行い、その議事録を社長が閲覧し正しい情報の共有化を図っております。

#### 会計監査人

当社は会計監査人として、監査法人保森会計事務所に依頼し、四半期レビュー、期末監査を中心に適正な情報の提供を行い正確な監査をうけております。業務を執行している公認会計士は笹部秀樹氏と荒川竜太氏であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他1名であります。

#### 弁護士

顧問弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて法的見地からの助言等を受けております。また当社との利害関係はありません。

### 2. 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査室が中心となり、監査役との連携を図りながら他業務兼任者2名で業務全般にわたり内部監査を実施しております。なお、通常の内部監査のほかに、特別に調査が必要であると判断した場合は「内部監査規程」に基づき取締役社長のもと内部監査を行う体制を整備しております。監査役監査は、監査役が会社の健全な経営と社会的信頼の向上を目指して取締役会、経営会議等に出席し必要に応じて意見を述べるほか、取締役等から営業の報告を聴取するなどして取締役の業務執行における適法性、妥当性の監査を行っております。また、監査役と会計監査人との相互連携については、定期的な情報交換の場を設定し、意見交換を行っております。同様に監査役と内部監査においても、相互の連携を図るために定期的な情報交換を行っております。なお、これらの監査については、取締役会等を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告がなされております。同様に、社外監査役に対しても取締役会、監査役会等において適宜報告及び意見交換がなされております。

### 3. 会計監査の状況

a. 会計監査人の名称 保森監査法人

b. 継続監査期間 33年間

c. 業務を執行した公認会計士 笹部秀樹、荒川竜太

d. 監査業務に係る補助者の構成 当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他1名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

### 4. 役員報酬

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

株主総会において承認を得られた報酬等の限度額の範囲内において、各取締役の責任、役割に応じて決定(個人別の報酬の額については取締役会で取締役社長に一任することを決定)

- b. 業績連動報酬等に関する方針  
業績連動報酬等はないため、現時点では方針を定めず、発生した際に改めて決定方針を定めるものとする。
- c. 非金銭報酬等に関する方針  
非金銭報酬等はないため、現時点では方針を定めず、発生した際に改めて決定方針を定めるものとする。
- d. 報酬等の割合に関する方針  
現時点では固定報酬等のみであるため、取締役の個人別の報酬等の額全体に対する固定報酬等の額の割合を100%とする。今後業績連動報酬等又は非金銭報酬等が発生する際には改めて割合について決定方針を定めるものとする。
- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針  
現時点では固定報酬等のみであるため、毎月、一定額を支給するものとする。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項  
取締役会決議により個人別の内容についての決定を下記のとおり委任している。
  - ・委任を受ける者の当該株式会社における地位: 取締役社長
  - ・委任する権限の内容: 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定
  - ・当該権限が適切に行使されるようにするため、業績動向及び世の中の状況等を勘案し、最終的には取締役社長に一任のうえ決定している。
- g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項  
当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会が代表取締役社長綾森豊彦に一任し、代表取締役社長綾森豊彦が、上記方針に基づき個々の取締役の報酬を決定しております。  
なお、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。
- h. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項  
当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役社長綾森豊彦に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できる立場であると判断したためであります。

取締役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第60回定時株主総会において年額120,000千円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名であります。  
また、監査役の報酬限度額は、2009年6月25日開催の第68回定時株主総会において年額30,000千円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。  
なお、取締役は10名以内、監査役は4名以内とする旨をそれぞれ定款に定めております。  
なお、当社の取締役、監査役の報酬等の額については、2023年6月23日開催の取締役会、監査役会の決議により決定いたします。

#### 5. 監査報酬の内容

当社は、定例取締役会において、年間の監査予定日数を勘案し、監査法人に対する監査報酬額を決議しております。公認会計士法第2条第1項に規定する業務に係る年間報酬の金額は19,000千円です。(第80期)

#### 6. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では監査役会設置会社を採用しております。この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効く体制であると考えております。

なお、監査役3名のうち2名を社外監査役として選任しており、社外監査役片岡義正は、税理士等の専門性の高い知識と豊富な経験を有しております。取締役会及び経営陣に対して独立した立場で積極的に意見を述べており、実効性の高い監査役会を構築しております。

社外監査役は取締役会に出席するとともに、各四半期決算ごとに会計監査人から、監査・レビューの結果報告を受けているほか、定期的に内部監査部門から監査の実施状況の説明を受けることとしており、これらの情報交換を通して連携強化に努めております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第82回定時株主総会招集通知は、2023年6月7日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第82回定時株主総会は、2023年6月23日に開催しております。
その他	会社法第299条に定める株主総会の2週間前の発送よりも早期の株主総会招集通知発送に努めております。また、発送前にTD-netへの電子的な公表も行い、自社ウェブサイトに掲載を行っております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信や株主総会招集通知などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は事業管理本部が担当しており、事業管理本部担当役員がこれを統括しております。	
その他	株主向け中間事業報告書や年次報告書を作成し、郵送および当社ウェブサイトに掲載しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 内部統制システムに関する基本的な考え方  
当社は法令遵守を経営の基本と位置づけ取締役と使用人に対し社内規則等によって主旨の周知徹底と実行を求めています。コンプライアンス全体を事業管理部担当取締役が統括し業務執行が法令及び定款に違反しない体制を構築しており、更なる充実を図ってまいります。
- 内部統制システムの整備状況
  - 当社及び当社グループ会社の取締役、使用人の職務の執行が法令、定款及び「内部通報規程」に適合することを確保するための体制  
当社及び当社グループ会社は、「私たちは文化事業を通じて、国際社会に貢献します」という経営理念のもとに、法令遵守を経営の基本と位置づけ、「法令違反防止規程」「行動規範」等によって高い倫理観を当社及び当社グループ会社の取締役と使用人に求めると共に事業管理部担当取締役がコンプライアンスに関する業務を兼任し、業務執行が法令及び定款に適合する体制を構築する。また、事業管理部長が中心となり、監査役との連携を図りながら業務全般の内部監査を実施する。通常の監査のほか特別に必要であると判断した場合は「内部監査規程」に基づき取締役社長の指示のもと内部監査を行う体制を整備する。各部署の関連法規についてはコンプライアンス確保のため使用人の教育、指導及び社内規定の適正な制定と運用を行う等、継続的研修等を通じ内容を周知徹底させ、監査役、顧問弁護士と迅速な連絡体制を整備する。
  - 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の執行に係る情報については「文書保存規程」に定めるところにより文書(紙または電磁的媒体)にし、保存及び管理する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらの閲覧を常時行うことができる。また、グループ各社においても、これに準拠した体制を構築する。
  - 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスクの内容に応じて各事業部及び事業管理部の本部長等がそれぞれの役割に応じたリスクマネジメントを行い、損失の最小化を図る。また監査役、会計監査人との連携を図り、この観点からもリスクの低減、回避に努める。
  - 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
原則的には「取締役会規則」「職制規程」「会議処理及び運営規程」等の社内規則により効率的に職務の

執行を行う。具体的には取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、営業状況やその他各業務全般の執行状況の把握を行い、取締役相互の職務の執行を監視するとともに取締役間の意思疎通を図る。取締役会決議事項以外の意思決定機関として、取締役及び監査役並びに部長以上の幹部社員で構成される経営会議を毎月1回以上開催し、経営に関する重要課題の討議決定を行うことで、業務の執行が効率的に行われるようにする。

- e. 当社及び当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
各子会社の担当取締役は社内規則(関係会社管理規程)に従い定期的に業績、財務状況の報告を求め内容の確認を行い必要に応じて本社の取締役会及び経営会議で報告する。また子会社の責任者を通じて使用人に対する教育指導を行う。さらに主要な子会社については会計監査人が定期的に実施している会計監査の結果を活用し業務の適正を確保する。
- f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役求めに応じて取締役会は監査役と協議し補助すべき使用人を他部署との兼務で必要な期間置くことができることとする。
- g. 前号の使用人の当社取締役からの独立に関する事項  
取締役会により指名された使用人に対する指揮権は監査役に移譲されたものとし、当該使用人の人事異動・人事考課等を行う場合はあらかじめ監査役と相談し、意見を求める。
- h. 当社及び当社グループ会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制、その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査部門及び会計監査人と連携して、監査役会が定める「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。監査役は当社の重要なすべての会議に出席することができるため、その場で報告を受け質問することができ意見を述べるができる。またすべての資料をいつでも閲覧することができるようになっており、必要に応じて調査を求めることができる。また取締役及び使用人は会社の目的以外の行為、その他法令・定款違反をするおそれがある事項及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は報告する。さらに役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努める。また、当社の監査役に報告を行った当社及びグループ子会社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことを周知、徹底する。なお、監査役の職務執行に必要な費用は、当社が負担する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は行動規範に「私達は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し利益供与を行いません。くわえて不当な要求には応じません。」と定め、基本的な考え方を示すとともに、周知を図る。

また、反社会的勢力に対しては顧問弁護士、所轄警察署等の外部専門機関と連携する等、組織的に対応する。さらに、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、関連情報の収集、最新情報の把握に努める。

### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

関係会社を含め決定事実および発生事実、決算情報の公表についての情報を的確に把握し、情報共有化を図るとともに、会社情報の重要性の判断、適時開示の検討については当該案件部署、管理部門等の関係部署において適時開示規則等に準拠して協議をいたします。

適時開示すべき情報を決定後、事業管理部IR担当において適時開示書類を作成し、取締役会または経営会議決議後、速やかに情報の開示手続きを行います。

参考資料: 模式図 【コーポレート・ガバナンスに係る社内体制】

